

平28福個答申第9号
平成29年1月16日

福岡市教育委員会 様
(指導部生徒指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年1月20日付け教指指第714-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第89号

「学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書」の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年12月22日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成26年12月10日、審査請求人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日付教指指第629-1号に係る学校納入金返金額〇〇〇円について

① 学校の金庫に保管されていたことを証明する文書（学校金庫への入金及び出金の年月日の記載が確認できるもの）

② この返金額〇〇〇円を、平成〇年〇月〇日銀行口座への入金に変更した根拠となる文書」

② 平成26年12月22日、実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 平成26年12月25日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 現〇〇〇〇〇学校長が、本件返金分〇〇〇円に係る保管（平成〇年〇月末～現在）については、利子が発生しない口座に預けている等々、「法的に問題ない」と明言している。

- ② 本件関係事項については、平成〇年〇月〇日付け教指指第321-1号にて公開決定されている。
- ③ また、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に鑑みて、文書が存在していると考えられるため。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月16日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 教指指第629-1号に係る学校納入金返金分〇〇〇円について、実施機関は学校長の管理・責任において金庫に保管されていたと確認しているが、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書（学校金庫への入金及び出金の年月日の記載が確認できるもの）は存在しない。
- ② また、実施機関は平成〇年〇月〇日に学校長の管理・責任において、学校長名義の銀行口座に入金されたと確認しているが、この返金分〇〇〇円を平成〇年〇月〇日銀行口座への入金に変更した根拠となる文書は存在しない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が保有する「学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書に記載された個人情報」である。

実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由に本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の存否について検討する。

(4) 本件個人情報の存否について

- ① 審査請求人が言及している平成〇年〇月〇日付け教指指第321-1号及び同日付け教指指第321-2号において公開された公文書は、平成〇年〇月〇日に平成〇年度分学校納入金〇〇〇円を銀行口座に入金したことを示すものであるが、本件に係る学校納入金返金分〇〇〇円が、同日まで学校の金庫に保管されていたことを証明する文書ではない。また、当該返金分を同日に銀行口座への入金に変更した根拠となる文書ではない。
- ② また、審査請求人は、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に鑑みて文書が存在すると考えられると主張しているが、準公金とは、福岡市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体（実行委員会形式のものを含む。）の所有に属するものであるから、当該返金分には適用されない。
- ③ 当審議会が実施機関に、当該返金分の入金及び出金の経緯を確認したところ、当該返金分は卒業アルバム等の物品代返金分であり、審査請求人に返金できなかったことから学校の金庫に保管したが、学校長の他校への異動もあって、平成〇年〇月〇日に当該返金分を学校長の責任において金庫から銀行口座に入金したとのことであった。
しかしながら、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び当該返金分を平成〇年〇月〇日に銀行口座への入金に変更した根拠となる文書を確認することはできず、また、当該文書を作成しなければならないとする規定も確認することはできなかった。
- ④ よって、実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年 1 月20日	実施機関から諮問
平成27年 4 月24日	実施機関から弁明意見書を受理
平成27年 6 月29日	審査請求人から反論意見書を受理
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議
平成28年11月16日（第175回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年12月21日（第176回審査請求部会）	審議